



平成23年度

情報公開制度及び個人情報保護制度  
の実施状況

越谷市情報公開センター



# 目 次

## 第 1 はじめに

- 1 情報公開制度について ..... 1
- 2 個人情報保護制度について ..... 2

## 第 2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況 ..... 3
- 2 非公開決定等の理由 ..... 5
- 3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況 ..... 5

## 第 3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況 ..... 4 5
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況 ..... 4 8
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況 ..... 5 0
- 4 不開示決定等の理由 ..... 5 2
- 5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況 ..... 5 2
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況 ..... 5 2

## 第 4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 ..... 5 8
- 2 不服申立ての状況 ..... 5 8
- 3 審査会の開催状況 ..... 5 8

## 第 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会 ..... 5 9
- 2 審議会の開催状況 ..... 5 9
- 3 意見照会書及び審議会答申 ..... 6 1

## 資料

- 越谷市情報公開条例 ..... 7 1
- 越谷市個人情報保護条例 ..... 8 0
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程 ..... 9 2



# 第1 はじめに

## 1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷市施設管理公社

### 制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

### 請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

### 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

### 公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

## 2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

### 制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

### 請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

### 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

### 開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

## 第2 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成23年度の公開請求の件数は40件（平成22年度は36件）で、公開請求の対象となった公文書数は161文書（平成22年度は44文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は100%（平成22年度は97%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ( )内は平成22年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	38	4	42	2	7	55
	(34)	(13)	(16)	(8)	(10)	(47)
教 育 委 員 会	2	0	5	0	1	6
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	40	4	47	2	8	61
	(36)	(13)	(18)	(8)	(10)	(49)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

( )内は平成22年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	<b>13</b> (13)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	<b>2</b> (1)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	<b>0</b> (0)
市内に存する学校に在学する者	<b>0</b> (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	<b>2</b> (4)
その他	<b>23</b> (18)

表3 課別の処理状況

課名	処理状況					
	公開	部分公開	非公開	取下げ	合計	
市	人権・男女共同参画推進課	0	1	0	0	1
	文書法規課	0	1	0	0	1
	人事課	0	1	0	0	1
	契約課	0	1	0	0	1
	総務管理課	0	2	0	1	3
	収納課	1	1	0	0	2
	市民課	1	1	0	0	2
	市民活動推進課	0	1	0	1	2
	保育課	0	1	0	0	1
	青少年課	0	1	0	2	3
	地域医療課	0	1	0	0	1
	市民健康課	0	1	0	0	1
	環境政策課	0	0	0	1	1
長	環境資源課	1	1	1	0	3
	治水課	0	1	0	0	1
	下水道課	0	1	0	0	1
	都市計画課	0	3	0	1	4
	市街地整備課	1	1	0	0	2
	公園緑地課	0	1	0	0	1
	開発指導課	0	19	0	0	19
建築住宅課	0	0	0	1	1	
市立病院庶務課	0	1	1	0	2	
出納課	0	1	0	0	1	
<b>小計</b>	<b>4</b>	<b>42</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>55</b>	



教 育 委 員 会	生涯学習課	0	0	0	1	1
	スポーツ振興課	0	1	0	0	1
	学務課	0	1	0	0	1
	指導課	0	1	0	0	1
	給食課	0	2	0	0	2
小 計		0	5	0	1	6
合 計		4	47	2	8	61

## 2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

( ) 内は平成22年度

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	<b>23</b> (8)
法人等に関する情報（第7条第2号）	<b>3</b> (3)
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	<b>0</b> (0)
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	<b>45</b> (13)
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	<b>0</b> (0)
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	<b>1</b> (1)
法令秘情報（第7条第7号）	<b>0</b> (2)
存否不回答（第10条）	<b>0</b> (0)
文書不存在	<b>2</b> (5)
その他（条例の適用対象外）	<b>0</b> (2)

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

## 3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続きによることなく、積極的に情報提供

をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ8件のうち6件が情報提供で対応したものとなっています。

表5 公開請求の内容別件数

平成23年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	21
業務委託、工事等の契約に関する文書	4
賠償責任保険等に関する文書	3
市税の収納に関する文書	3
指定管理となっている施設の事業計画等に関する文書	2
行政財産の使用に関する文書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
下水道法等に基づく特定事業場一覧	1
資源物の回収に関する文書	1
土地区画整理事業等に関する文書	1
建設工事に係る資産の再資源化等に関する文書	1
労働基準法等に基づく是正勧告に関する情報	1

(参考) 平成22年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	9
国民健康保険税の収納に関する文書	9
業務委託、工事等の契約に関する文書	4
火災原因調査に関する文書	2
賠償責任保険等に関する文書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
家屋価格等縦覧帳簿	1
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	1
建築基準法に基づく報告に関する文書	1
下水道法等に基づく特定事業場一覧	1
公園整備に関する説明会の議事録	1
墓地台帳	1
残土処理に関する文書	1
救急搬送に関する文書	1
弁護士委託料に係る歳出に関する文書	1
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	1

## (参考) 平成21年度

請 求 の 内 容	件 数
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	11
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
医事業務委託契約に関する文書	4
下水道法等に基づく特定事業場一覧	2
指定管理者作成の事業計画及び収支計画に関する文書	2
生体認証システムの導入、運用に関する文書	2
オウム真理教（現A l e p h）に係る調査結果に関する文書	1
市長事務引継書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
首長交際費に関する文書	1
小中学校敷地内禁煙の取り組みに関する文書	1
小中学校の物損事故報告書	1
自立支援事業助成事業者の決定等に関する文書	1
中学生の調査書における各教科の学習評価割合に関する文書	1
地理情報システムから出力した図面	1
都市計画道路街路築造工事契約に関する文書	1
平和事業の特別旅費に係る当初予算見積書	1
保育実施基準表	1
民生委員・児童委員名簿	1
A4コピー用紙の購入契約に関する文書	1

表6 個別の処理状況(4月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
1	23.4.1	※1	その他	4	※2 請求の内容の3～5に該当するもの	公開		800円	250円	市長 (市街地整備課)	23.4.14		
		※1								市長 (都市計画課)		23.4.6 取下げ	
		※2											
		※3											
1	23.4.1	※1	その他	4	※2 請求の内容の3～5に該当するもの	公開		800円	250円	市長 (市街地整備課)	23.4.14		
		※1								市長 (都市計画課)		23.4.6 取下げ	
		※2											
		※3											
2	23.4.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年3月1日～平成23年3月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	※3	部分公開		200円	550円	市長 (開発指導課)	23.4.18		
		※3											

※1

- 「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づく越谷市内の『土地区画整理事業』(特定土地区画整理事業、ミニニ地区画整理事業も含む)で、平成12年1月1日から平成22年12月31日まで  
に換地処分がなされた事業についての次の文書  
①換地図その1(従前の土地図)、②換地図その2(換地処分後の土地図)、③施行地区位置図、  
④施行地区区域図、⑤新旧地番対照表
- 「都市計画法」及び「都市再開発法」に基づく越谷市内の『市街地再開発事業』で、平成12  
年1月1日から平成22年12月31日までに工事が完了したものであるものについての次の文書  
①施行地区位置図、②施行地区区域図、③新旧地番対照表
- 「都市計画法」及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく越  
谷市内の『防災街区整備事業』で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了  
したものであるものについての次の文書  
①施行地区位置図、②施行地区区域図、③事業完了直後の新しい地番がわかる図面、④新旧  
地番対照表
- 「都市計画法」及び「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に基づ  
く越谷市内の『工業団地造成事業』で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が  
完了したものであるものについての次の文書  
①事業地位位置図、②事業地区区域図、③事業完了直後の新しい地番がわかる図面、④新旧地番  
対照表
- 「都市計画法」及び「新住宅市街地開発法」に基づく越谷市内の『新住宅市街地開発事業』  
で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものであるものについての次の文書  
①事業地位位置図、②事業地区区域図、③事業完了直後の新しい地番がわかる図面、④新旧地番  
対照表

※2

- 越谷市都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業 換地計画書(換地処分の公告日平  
成18年8月25日作成)のうち、換地図その一・換地図その二
- 越谷市都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業 事業計画書(変更)(第6回変更、平  
成17年度)のうち、位置図
- 越谷市都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業(区画整理地区外含む)旧新・新旧地番  
対照表のうち、旧新地番対照表(区画整理地区内:赤山六丁目、東柳田町の各一部)・新  
旧地番対照表(区画整理地区内:赤山本町の一部)  
(請求の内容の1に該当するもの)
- 市街地再開発組合設立認可申請書(北越谷駅東口A街区、平成9年10月)のうち、施行地  
区位置図、施行地区区域図、越谷市告示第79号(平成7年9月18日)、公図の写し  
(請求の内容の2に該当するもの)

※3

- 個人の電話番号
- 個人の携帯電話番  
号
- 担当者の氏名、登  
録番号
- 個人の印影
- 法人の印影

第7条  
第1号  
第4号

200円

550円

市長  
(開発指導課)

23.4.18

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
※3	平成23年3月1日	平成23年3月31日届出分開発行為等計画面届綴りのうち、次のもの											
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月1日第1298号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月1日第1299号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月1日第1302号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月2日第1307号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月2日第1309号)のうち、届出書、別紙												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月2日第1310号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月3日第1311号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月3日第1314号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月3日第1315号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月4日第1316号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月4日第1318号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月4日第1319号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月4日第1322号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月7日第1324号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月7日第1326号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月7日第1327号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月7日第1328号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月7日第1330号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月8日第1332号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月8日第1333号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月9日第1335号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月9日第1336号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月9日第1337号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月9日第1339号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月10日第1341号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月10日第1344号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月15日第1349号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月15日第1351号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月16日第1352号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月16日第1353号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月18日第1354号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月18日第1358号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月18日第1360号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月22日第1363号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月23日第1366号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月23日第1367号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月24日第1370号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月24日第1373号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月25日第1377号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月25日第1379号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月25日第1380号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月25日第1384号)のうち、届出書												
	・開発行為等計画面届(受付番号平成23年3月28日第1385号)のうち、届出書												

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月28日第1386号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月28日第1387号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月28日第1390号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月28日第1391号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月28日第1392号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月29日第1395号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月29日第1397号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月29日第1398号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月29日第1399号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月30日第1400号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年3月31日第1402号)のうち、届出書</li> </ul>												

個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
3	23.5.2	※4		※5 20		公開			0円	1,270円			
			市内の個人	4	1. 持ち去りパトロールの結果について(報告)(平成18年7月12日決裁) 2. 資源物持ち去り禁止パトロールの結果について(報告)(平成18年8月9日決裁)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 3. 資源物持ち去り禁止パトロールの結果について(報告)(平成18年8月30日決裁)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 4. 持ち去り通報記録(平成17年度～平成22年度)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く (公開請求の内容の7に該当するもの)	部分公開	第7条 第2号 第6号 ア・オ	・持ち去った資源物の納入先業者の名称、所在 ・通報した法人名 ・通報した自治会名	0円	240円	市長 (環境資源課)	23.5.16	
					請求の内容の⑤～⑦、2の④、3の①～④、5に該当するもの	非公開	不存在						
		※4 1. 「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第9条の2第2項に基づき禁止命令に関して作成された次の文書 ①禁止命令書の交付件数、交付の相手方の人数がわかるもの ②禁止命令書の交付を受けた事案の内容がわかるもの ③禁止命令書の交付を複数回受けた者の存否、人数・事案の内容がわかるもの ④交付した禁止命令書の写し ⑤禁止命令の相手方から徴求した誓約書の件数・相手方の人数がわかるもの ⑥禁止命令の相手方から徴求した誓約書の写し ⑦禁止命令書の交付を複数回受け、または誓約書を複数回提出した者の人数、交付・提出の回数、事案の内容がわかるもの ⑧その他関連する一切の文書			※5 1. 持ち去りパトロールの結果について(報告)(平成18年7月19日決裁) 2. 持ち去りパトロールの結果について(報告)(平成18年7月25日決裁)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 3. 持ち去りパトロールの結果について(報告)(平成18年8月9日決裁) 4. 資源物持ち去り禁止パトロールの結果について(報告)(平成19年1月12日決裁)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 5. 資源物持ち去り早朝パトロール(19年度)(平成19年7月31日)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 6. 古紙持ち去り早朝パトロールについて(報告)(平成20年7月14日決裁)。ただし、特定の個人が識別され得る部分を除く 7. 資源物持ち去り早朝パトロールの実施について(報告)(平成20年10月7日決裁)。ただし、								

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分		対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	名	区	分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
		2. 「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第9条の2第2項に基づく禁止命令書の交付・誓約書の徴求・ごみ集積所に対する巡回巡回の事務に関して作成された次の文書 ①実施要領 ②従事する職員の研修内容がわかるもの ③実施実績(巡回巡回の実施回数、巡回巡回場所の範囲、従事する人数等)がわかるもの ④実施に係る経費・予算がわかるもの ⑤その他関連する一切の文書 3. 「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第9条の2第2項・第32条に定める刑事罰に 関して作成された次の文書 ①刑事告訴・刑事告発についての件数・事案の内容がわかるもの ②告訴状・告発状の写し ③刑事告訴・刑事告発を行った案件についての検察官の処理結果がわかるものに関する文書 (検察審査会に対する審査申立書の写しを含む) ④仮に、検察官の処分について検察審査会に対する審査申立てをしていれば、それに関して作成された一切の文書 ⑤その他関連する一切の文書 4. 「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づく資源物の収集運搬に関して、概ね平成10年頃から直近に至るまでの期間における越谷市の年度ごとの資源物の回収量・資源物の回収による収益に関する一切の文書 5. 概ね平成10年頃から直近に至るまでの期間におけるごみ集積所からの資源ごみの持ち去りの実施に関する調査の実施・調査結果に関する一切の文書 6. 「越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第9条の2新設当時における近隣自治体の資源ごみ持ち去りの法的規制の状況に関する調査結果にかかると、市・市民が警察に通報したことに関する一切の文書 7. ごみ集積所からの資源ごみ持ち去りに関して、市・市民が警察に通報したことに関する一切の文書 ①通報件数 ②通報後の処理 ③その他関連する一切の文書												
4	23. 5. 17	コンビニ納付の済みの現在の保管者名と保管場所が分かる書類(セブントイレブン、ファミリーマート)平成19年度分	市内の個人	1	越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	0円	0円	市長(収納課)	23. 5. 31		
5	23. 5. 17	平成19年度に有効な株式会社アイネストの契約書全て(契約課が担当している業務委託分)	市内の個人	62	※6	部分公開	第7条第4号	法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	23. 5. 30		
	※6	1. 委託契約書(三つ折り葉書加工業務委託(単価契約)、契約:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部) 2. 委託契約書(介護保険システム及び介護保険料電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部) 3. 委託契約書(国民健康保険資格等電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部) 4. 委託契約書(国民健康保険住民情報オンライン電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部) 5. 委託契約書(国民健康保険税電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部) 6. 委託契約書(国民健康保険徴収支援システム電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネスト公共営業第一部)												



No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書			公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
7.	委託契約書(国民年金電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
8.	委託変更契約書(国民年金電算業務委託、契約日:平成19年10月18日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部)													
9.	委託契約書(市税電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
10.	委託契約書(自動交付機運用管理委託(ヘルプデスク)、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
11.	委託契約書(自動交付機運用管理委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
12.	委託契約書(し尿処理手数料電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
13.	委託契約書(住基ネットワーク機器保守管理委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
14.	委託変更契約書(住基ネットワーク機器保守管理委託、契約日:平成19年6月6日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
15.	委託契約書(住民記録電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
16.	委託契約書(住民情報電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
17.	委託契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(市議会議員選挙)、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
18.	委託契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(市議会議員選挙)、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
19.	委託契約書(統計情報提供システム電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
20.	委託契約書(南部出張所住民情報オンラインシステム電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
21.	委託契約書(農家台帳管理電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
22.	委託契約書(備品管理電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
23.	委託契約書(福祉システム電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
24.	委託契約書(平成19年度総合下水道システム電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
25.	委託契約書(平成19年度総合下水道システム電算業務委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
26.	委託契約書(北部出張所住民情報オンラインシステム電算委託、契約日:平成19年4月1日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
27.	委託契約書(土地改良区費事務電算業務委託、契約日:平成19年5月15日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
28.	委託契約書(平成19年度連合会過剰データ取込処理システム改修委託、契約日:平成19年5月16日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
29.	委託契約書(産業雇用支援センター業務系ネットワーク敷設設定業務委託、契約日:平成19年6月6日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
30.	委託契約書(児童手当システム法改正対応業務委託、契約日:平成19年6月6日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
31.	委託契約書(下水道課オンライン管理システム業務委託、契約日:平成19年6月19日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
32.	委託契約書(下水道課オンライン管理システム業務委託、契約日:平成19年6月19日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
33.	委託契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(参議院議員選挙)、契約日:平成19年6月19日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
34.	委託変更契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(参議院議員選挙)、契約日:平成19年7月9日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
35.	委託変更契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(参議院議員選挙)、契約日:平成19年7月27日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
36.	委託契約書(土地改良区費収納事務電算委託、契約日:平成19年6月19日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
37.	委託契約書(業務系機器設定設置作業委託、契約日:平成19年6月28日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
38.	委託契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(埼玉県知事選挙)、契約日:平成19年7月5日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
39.	委託契約書(選挙人名簿等調製電算業務委託(埼玉県知事選挙)、契約日:平成19年7月9日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
40.	委託契約書(自立支援システム国保連合会支払システム対応業務委託、契約日:平成19年7月20日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
41.	委託契約書(医療制度改革に伴う国民健康保険システム導入業務委託、契約日:平成19年7月25日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
42.	委託契約書(後期高齢者医療制度改革に伴う国民健康保険システム導入業務委託、契約日:平成19年7月25日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
43.	委託契約書(後期高齢者医療制度改革に伴う住民記録システム改修業務委託、契約日:平成19年7月25日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
44.	委託契約書(住民基本台帳ネットワーク化対応システム改修業務委託、契約日:平成19年7月25日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
45.	委託契約書(後期高齢者医療制度改革に伴う介護保険システム改修業務委託、契約日:平成19年7月25日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
46.	委託契約書(後期高齢者医療制度改革に伴う介護保険システム改修業務委託、契約日:平成19年8月30日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
47.	委託契約書(越谷市消費者動向調査対象者名簿等作成業務委託、契約日:平成19年9月7日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
48.	委託契約書(中小企業融資システム改修業務委託、契約日:平成19年9月7日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
49.	委託契約書(福祉総合システム改修業務委託、契約日:平成19年9月7日、受注者:株式会社アイネス公共営業第一部)													
50.	委託契約書(群馬銀行口座振替対応に伴うシステム改修業務委託、契約日:平成19年10月18日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部)													
51.	委託契約書(固定資産税システム鉄軌道対応業務委託、契約日:平成19年10月24日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部)													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		52. 委託契約書(固定資産税本則化対応業務委託、契約日:平成19年10月30日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 53. 委託契約書(市税催告出力条件変更対応業務委託、契約日:平成19年10月30日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 54. 委託契約書(住民税システム扶養調査対応業務委託、契約日:平成19年10月30日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 55. 委託契約書(医療制度改革に伴う国民健康保険収納システム改修業務委託、契約日:平成19年12月28日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 56. 委託契約書(住民税システム法改正対応業務委託、契約日:平成20年2月18日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 57. 委託契約書(前期高齢者負担割合見直し凍結に伴うシステム改修業務委託、契約日:平成20年2月18日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 58. 委託契約書(医療制度改革(激変緩和措置)に伴うシステム改修業務委託、契約日:平成20年2月20日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 59. 委託契約書(後期高齢システム激変緩和措置対応業務委託、契約日:平成20年2月28日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 60. 委託契約書(児童扶養手当システム法改正対応業務委託、契約日:平成20年2月28日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 61. 委託契約書(前期高齢者自己負担割合見直し凍結に伴う国保給付システム改修業務委託、契約日:平成20年2月28日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部) 62. 委託契約書(平成19年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託、契約日:平成20年3月6日、受注者:株式会社アイネス公共営業本部)											
6	23. 5. 17	銀行納付の滞通に関して保管委託業者との契約書(現在、平成19年分が保管されている場所と保管者)	市内の個人	1	業務委託契約書(文書保存委託(単価・長期継続契約)契約日平成21年2月1日、受注者株式会社キヤベックス)	部分公開	第7条 第4号	法人の印影	0円	0円	市長 (文書法規課 情報公開センター)	23. 5. 31	
7	23. 5. 17	収納画面で納付場所を示すコード表のうちコンビニエンスストアの分	市内の個人	2	1. コンビニ本部小売業企業コード 2. Web収納システム 納付書取り込みインストアフェイスイス編集(市税コンビニ収納確認データ分)	公開			0円	0円	市長 (収納課)	23. 5. 31	
8	23. 5. 20	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年4月1日～平成23年5月20日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	2	※7	部分公開	第7条 第1号 第4号	・ 個人の電話番号 ・ 個人の携帯電話番号 ・ 担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・ 個人の印影 ・ 法人の印影	400円	670円	市長 (開発指導課)	23. 6. 3	
※7													
1. 平成23年4月1日～平成23年4月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月1日第1号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月1日第4号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月4日第5号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月5日第15号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月5日第16号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月7日第21号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月7日第22号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月7日第26号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月8日第28号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月8日第30号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月8日第31号)のうち、届出書 ・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月11日第33号)のうち、届出書													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月12日第37号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月13日第39号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月14日第40号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月14日第42号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月15日第50号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月18日第51号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月18日第54号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月18日第55号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月19日第63号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月19日第64号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月19日第66号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月19日第67号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月20日第69号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月20日第71号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月21日第75号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月21日第77号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月22日第79号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月25日第81号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月25日第82号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月26日第85号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月26日第86号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月26日第90号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月27日第92号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月27日第95号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年4月28日第98号)のうち、届出書												
	2. 平成23年5月1日～平成23年5月20日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月2日第99号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月2日第100号)のうち、届出書、別紙												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月2日第101号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月2日第102号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月2日第106号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月6日第107号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月6日第111号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月9日第114号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月9日第117号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月10日第125号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月11日第128号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月11日第132号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月12日第133号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月13日第136号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月13日第137号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月13日第138号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月16日第141号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月16日第143号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月16日第145号)のうち、届出書												

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月17日第152号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月17日第153号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月17日第154号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月17日第155号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月18日第156号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月18日第157号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月18日第159号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月20日第165号)のうち、届出書</li> <li>• 開発行為等計画届(受付番号平成23年5月20日第166号)のうち、届出書</li> </ul>											

個別の処理状況(6月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
9	23. 6. 13	千台西二丁目〇〇-〇に建設されているグループホームに係る次の書類 ・事前協議申請書 ・地区計画の届出	市内の個人	1	地区計画の区域内における行為の届出書(平成22年11月22日受付第334号)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人、一級建築士、土地家屋調査士の印影 ・届出書のうち、通知受領確認欄に記載された担当者の氏名 ・1階平面図、2階平面図、3階平面図のうち、間取り・寸法	0円	40円	市長(都市計画課)	23. 6. 22	閲覧後、対象公文書の写しを交付
10	23. 6. 30	平成14年3月19日以降平成23年3月31日までに越谷市立病院に管轄の労働基準監督署から交付された是正勧告書	その他	1	開発行為等事前協議書(平成22年10月28日受付番号D50)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人、一級建築士、土地家屋調査士、法人の印影 ・緑化施設整備計画確認書のうち、設計者(代理人)担当者名 ・1階平面図、2階平面図、3階平面図、断面図のうち、間取り・寸法	0円	20円	市長(開発指導課)	23. 6. 23	閲覧後、対象公文書の写しを交付

個別の処理状況(7月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
11	23. 7. 4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年6月1日～平成23年7月1日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※8	1	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	710円	市長 (開発指導課)	23. 7. 19		
※8	平成23年6月1日～平成23年6月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、	開発行為等計画届(受付番号平成23年6月1日第213号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月1日第215号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月1日第217号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月1日第218号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月1日第220号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月2日第225号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月2日第226号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月2日第228号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月2日第229号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第235号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第236号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第238号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第241号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第242号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第244号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第248号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第249号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月6日第250号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第253号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第256号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第257号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第259号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第260号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月7日第264号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月8日第265号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月8日第266号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月8日第267号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月8日第268号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月8日第270号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月9日第272号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月9日第274号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月9日第275号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月9日第276号)のうち、届出書												
		開発行為等計画届(受付番号平成23年6月9日第277号)のうち、届出書												

別紙

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区	理由	手数料	複写料金			
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月10日第280号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月10日第282号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月10日第283号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月13日第286号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月14日第289号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月14日第291号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月14日第292号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月14日第293号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月14日第294号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月15日第297号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月15日第302号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月16日第303号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月16日第304号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月16日第308号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月17日第314号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月17日第315号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月17日第316号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月20日第317号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月20日第320号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月20日第327号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月21日第330号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月22日第336号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月22日第337号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月22日第340号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月22日第342号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月24日第350号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月27日第352号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月28日第354号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月29日第355号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月29日第357号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月29日第358号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月30日第363号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月30日第364号)のうち、届出書										
	• 開発行為等計画届	(受付番号平成23年6月30日第365号)のうち、届出書										

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12	23.7.14	指定管理となっている越谷市斎場に関する次の公文書 ①事業計画書(収支計画を含む) ②募集時の募集要領	その他	1	越谷市斎場平成23年度指定管理者業務年間計画書 (請求の内容の①に該当するもの)  指定管理者審査選定委員会市民税務部会開催報告書の提出日決裁)のうち、越谷市斎場指定管理者随営指定申請要領、越谷市斎場管理業務仕様書(請求の内容の②に該当するもの)	部分公開	法人の印影	200円	90円	市長 (市民課)	23.7.27		
13	23.7.19	越谷市ボランティア活動災害補償制度について、次に掲げるもの ・概要がわかるパンフレット、チラシ等 ・実施要綱・災害補償規程等 ・平成23年度契約時の仕様書 ・平成23年度契約の保険証券・特約書 ・平成22年度の事故件数、被害者に支払った保険金額	その他	1		公開		200円	150円	市長 (市民活動支援課)		23.7.22 取下げ (情報提供 で対応)	



個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		手数料	複写料金			
14	23.8.8	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年7月11日～平成23年8月5日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※9	2	非公開部分 ・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影 ・法人の印影	400円	670円	市長 (開発指導課)	23.8.19	
※9	<p>1.平成23年7月11日～平成23年7月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月4日第370号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月4日第372号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月5日第377号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月7日第384号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月7日第386号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月7日第387号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月7日第389号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月8日第394号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月11日第399号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月11日第401号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月11日第402号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月11日第403号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月11日第405号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月12日第406号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月12日第409号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月12日第410号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月12日第412号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第415号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第416号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第417号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第420号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第422号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月13日第424号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月14日第426号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月15日第431号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月15日第432号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月15日第433号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第435号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第439号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第440号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第441号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第442号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月19日第445号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第446号)のうち、届出書</li> </ul>										

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第447号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第448号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第449号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第450号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第452号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月20日第453号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月21日第455号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月22日第460号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月22日第461号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月25日第462号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月25日第464号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月26日第465号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月26日第467号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月26日第471号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月26日第472号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年7月28日第481号)のうち、届出書</li> </ul>									
		2. 平成23年8月1日～平成23年8月5日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの									
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月1日第488号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月1日第490号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月1日第491号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月1日第496号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月2日第500号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月2日第501号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月2日第502号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月2日第503号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月2日第508号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月3日第511号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月3日第512号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月4日第516号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月4日第518号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第520号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第523号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第524号)のうち、届出書</li> </ul>									

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15	23.8.16	越谷レイクタウン〇〇街区〇〇号地に係る地区計画届出・報告	利害関係者	3	1. 地区計画の区域内における行為の届出書(平成22年12月21日受付第378号) 2. 地区計画の区域内における行為の報告書(平成23年5月19日受付第41号) 3. 地区計画の区域内における行為の届出書(平成23年5月19日受付第43号)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出が遅延した理由のうち、所長の氏</li> <li>案内図・付近見取図のうち、営業担当・工事担当の氏名</li> <li>個人の印影</li> <li>報告書のうち、法人の印影</li> <li>平面図</li> <li>外構植栽計画図のうち、間取り</li> </ul>	0円	600円	市長 (都市計画課)	23.8.30 23.9.29 (変更決定)	
16	23.8.31	越谷レイクタウン〇〇街区〇〇号地に係る地区計画届出・報告	利害関係者	2	1. 地区計画の区域内における行為の届出書(平成22年9月8日受付第240号) 2. 地区計画の区域内における行為の報告書(平成23年5月19日受付第42号)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出者の住所</li> <li>個人の電話番号</li> <li>「レイクタウン〇〇号地〇〇様及びレイクタウン〇〇号地〇〇様邸の敷地面積変更申請の遅延の件につきまして」のうち、所長の氏</li> <li>案内図・付近見取図のうち、営業担当・工事担当・企画製図者の氏名</li> <li>外構植栽計画図・立面図のうち、企画製図者の氏名</li> <li>個人の印影</li> <li>報告書のうち、法人の印影</li> <li>平面図</li> <li>外構植栽計画図のうち、間取り</li> </ul>	0円	540円	市長 (都市計画課)	23.9.12	

個別の処理状況(9月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
17	23. 9. 5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画画(第1号様式第4条関係)平成23年8月8日～平成23年9月5日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	2	※10	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・個人の携帯電話番号</li> <li>・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く)</li> <li>・個人の印影</li> <li>・法人の印影</li> </ul>	400円	330円	市長 (開発指導課)	23. 9. 16	
<p>※10</p> <p>1. 平成23年8月8日～平成23年8月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月8日第527号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月8日第529号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月9日第535号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月9日第536号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第537号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第538号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第539号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月11日第542号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月16日第550号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第551号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第552号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第553号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第554号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月18日第556号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月19日第562号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月19日第563号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第566号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第569号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第570号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第571号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月23日第573号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月23日第575号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第591号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第592号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第593号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第594号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第599号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第600号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第603号)のうち、届出書</li> </ul> <p>2. 平成23年9月1日～平成23年9月5日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月2日第614号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第617号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第618号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第619号)のうち、届出書</li> </ul>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料				複写料金
18	23.9.12	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(越谷市平方南町〇〇-〇〇、同〇〇-〇〇)に係る最新のもののうち、表紙・土地利用計画図)	市内に事務所を有する法人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(平成6年1月18日No.5-284)のうち、協議書・土地利用計画図	部分公開	第7条第4号	・協議書のうち、法人の印影 ・土地利用計画平面図のうち間取り	0円	30円	市長 (開発指導課)	23.9.26	
19	23.9.26	1.平成21年4月の男女共同参画支援センター指定管理者申請書(とまろうの提出した分、ただし、チラシ・パンフレット等を除く) 2.協定書(平成21年度～平成23年度分)	市内の個人	6	1.越谷市男女共同参画支援センターの指定管理者について(報告)(平成20年9月4日決裁)のうち、男女共同参画こしがや共朗生(とまろう)から提出された指定管理者指定申請書、誓約書、同営業書、越谷市男女共同参画支援センター指定管理者業務計画書、指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画、申立書、会則、平成20年度男女共同参画こしがや共朗生事業計画書、平成20年度男女共同参画収支計画書、男女共同参画こしがや共朗生会員名簿 (請求内容の1に該当する部分) 2.越谷市男女共同参画支援センター指定管理者基本協定書(平成21年3月30日) 3.越谷市男女共同参画支援センター管理に関する年度協定書(平成21年度) 4.越谷市男女共同参画支援センター管理に関する年度協定書(平成22年度) 5.越谷市男女共同参画支援センター管理に関する年度協定書(平成23年度) 6.越谷市男女共同参画支援センター指定管理者基本協定書の変更協定書(平成23年4月1日)	第7条第1号 第2号 第4号	・連絡担当者・作成者の電話番号、ファックス番号、メールアドレス ・団体構成員の経歴・男女共同参画に携わった職歴 ・団体の会員の住所 ・維持管理運営費用における人件費、光熱水費、設備等保守点検費、清掃・植栽管理・警備等、施設医事修繕費、管理費、その他の内訳の金額、算定の考え方(具体的な金額が明らかになるものに限る) ・自主事業による収入・その内訳の金額 ・自主事業による経費・その内訳の金額 ・収支合計・支出合計の金額 ・団体の代表者の印影 ・法人の印影	0円	1,400円	市長 市権・男女共同参画推進課)	23.10.5		

個別の処理状況(10月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
20	23.10.3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年9月6日～平成23年9月30日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※11	1	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影	200円	510円	市長 (開発指導課)	23.10.17	
※11	平成23年9月6日～平成23年9月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、	開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第627号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第630号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第631号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第632号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月7日第634号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月8日第637号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月8日第638号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月9日第639号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月9日第642号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第645号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第646号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第649号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第652号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第653号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第654号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第655号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第656号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第660号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第661号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月15日第664号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月15日第665号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第666号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第667号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第669号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第670号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第672号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第673号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第674号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第675号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第676号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第677号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月21日第678号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月21日第679号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年9月22日第683号)のうち、届出書											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月22日第690号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第693号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第695号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第698号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第704号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第705号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第707号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第709号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第710号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月28日第714号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月29日第715号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月29日第720号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第722号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第723号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第725号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第726号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第727号)のうち、届出書</li> </ul>											
21	23.10.6	越谷市立病院医事業務委託の契約書・仕様書(平成23年4月1日から平成24年3月31日)	その他	1	越谷市立病院医事業務等業務委託契約書(契約番号平成22年5月28日越病契第253号)	部分公開	第7条第4号		200円	250円	市長(市立病院庶務課)	23.10.20	
22	23.10.6	児童館及び科学技術体験センターに関する施設賠償・傷害等の保険に関する証券	市内に事務所を有する法人		請求の内容の総務管理課に係るもの 請求の内容の児童館コスモスに係るもの 請求の内容の児童館ヒマワリに係るもの 請求の内容の科学技術体験センターに係るもの						市長(総務管理課) 市長(青少年課児童館コスモス) 市長(青少年課児童館ヒマワリ) 教育委員会(生涯学習課科学技術体験センター)		23.10.7 取下げ (情報提供 で対応)
23	23.10.13	平成23年度大気事業所ばい煙発生施設一覧	その他								市長(環境政策課)		23.10.13 取下げ (情報提供 で対応)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
24	23.10.20	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年8月1日～平成23年10月20日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	市内の個人	※12 3		部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	0円	40円	市長 (開発指導課)	23.11.1	閲覧後、対象公文書の写しを交付
※12	1.平成23年8月1日～平成23年8月31日届出分	開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第488号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月11日第490号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月11日第491号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月11日第496号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第500号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第501号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第502号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第503号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第508号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月3日第511号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月3日第512号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月4日第516号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月4日第518号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第520号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第523号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月5日第524号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月8日第527号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月8日第529号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月9日第535号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月9日第536号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第537号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第538号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月10日第539号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月11日第542号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月16日第550号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第551号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第552号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第553号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月17日第554号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月18日第556号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月19日第562号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月19日第563号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第566号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第569号)のうち、届出書											



No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第570号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月22日第571号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月23日第573号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月23日第575号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第591号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第592号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第593号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月26日第594号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第599号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第600号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年8月29日第603号)のうち、届出書												
	2. 平成23年9月1日～平成23年9月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月2日第614号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第617号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第618号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月5日第619号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第627号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第630号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第631号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月6日第632号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月7日第634号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月8日第637号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月8日第638号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月9日第639号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月9日第642号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第645号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第646号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月12日第649号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第652号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第653号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第654号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月13日第655号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第656号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第660号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月14日第661号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月15日第664号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月15日第665号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第666号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第667号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第669号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月16日第670号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第672号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第673号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第674号)のうち、届出書												
	• 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第675号)のうち、届出書												

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第676号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月20日第677号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月21日第678号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月21日第679号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月22日第683号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月22日第690号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第693号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第695号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月26日第698号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第704号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第705号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第707号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第709号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月27日第710号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月28日第714号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月29日第715号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月29日第720号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第722号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第723号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第725号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第726号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年9月30日第727号)のうち、届出書</li> </ul>											
		3. 平成23年10月1日～平成23年10月20日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの											
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月3日第728号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月3日第729号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第739号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第740号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第741号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第745号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月5日第747号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第750号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第754号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第755号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第756号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第758号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第761号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第762号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第763号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第765号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月11日第769号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第773号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第775号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第777号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月13日第779号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月13日第781号)のうち、届出書</li> </ul>											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月14日第787号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第788号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第789号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第791号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第793号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第796号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第797号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第798号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第799号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第800号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第801号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第802号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第804号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第805号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月19日第806号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月19日第809号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月20日第812号)のうち、届出書											
	・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年10月20日第813号)のうち、届出書											

個別の処理状況(11月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25	23.11.7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年10月3日～平成23年11月7日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※13	2	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影 ・法人の印影	400円	620円	市長 (開発指導課)	23.11.14	
※13													
1.平成23年10月3日～平成23年10月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月3日第728号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月3日第729号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第739号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第740号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第741号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月4日第745号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月5日第747号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第750号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第754号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第755号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第756号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月6日第758号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第761号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第762号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第763号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月7日第765号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月11日第769号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第773号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第775号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月12日第777号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月13日第779号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月13日第781号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月14日第787号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第788号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第789号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第791号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第793号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第796号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第797号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第798号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月17日第799号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第800号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第801号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第802号)のうち、届出書													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第804号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月18日第805号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月19日第806号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月19日第809号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月20日第812号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月20日第813号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月21日第816号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月21日第819号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月21日第820号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月24日第828号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月24日第829号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月24日第830号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月24日第831号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月25日第838号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月25日第839号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月25日第841号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月26日第842号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月27日第845号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月27日第848号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月28日第850号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年10月28日第851号)のうち、届出書</li> </ul>												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>2.平成23年11月1日～平成23年11月7日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月1日第859号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月2日第869号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月2日第870号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月2日第871号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月4日第872号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月4日第873号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月4日第874号)のうち、届出書</li> </ul>												
26	23.11.8	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出書(様式第一号部分)(建築物に係る解体工事、専用住宅以外のものに限る)平成23年10月1日～平成23年10月31日(ただし、工事了了予定期が平成23年11月30日以前のものを除く)	その他		越谷市開発指導要綱に基づく協議書(平成23年3月15日元No.392)のうち、協議書・水路敷断面図	部分公開	第7条第4号		200円	30円	市長(建築住宅課)		23.11.17 取下げ	
27	23.11.24	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(平成23年3月15日元No.392)のうち、協議書・水路敷断面図	その他	1							市長(開発指導課)	23.12.1		

個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		手数料	複写料金			
28	23.12.5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年11月8日～平成23年12月1日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※14 2	※14	区分 部分公開 理由 第7条 第1号 第4号 非公開部分 ・個人の電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・担当者の携帯電話番号 ・個人の印影	400円	470円	市長 (開発指導課)	23.12.13	
<p>※14</p> <p>1.平成23年11月8日～平成23年11月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月8日第878号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月8日第880号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月9日第884号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月9日第886号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月10日第887号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月11日第891号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月11日第892号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月11日第894号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月11日第895号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月11日第896号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月14日第897号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第907号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第908号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第909号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第912号)のうち、届出書、別紙</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第913号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月15日第914号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月16日第918号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月16日第920号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月17日第927号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月18日第930号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月18日第932号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月21日第936号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月22日第939号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月22日第940号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月22日第943号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月22日第946号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月25日第952号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月25日第955号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月25日第956号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月25日第957号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月28日第961号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月28日第962号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月28日第965号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月29日第966号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年11月29日第967号)のうち、届出書</li> </ul>											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年11月29日第970号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年11月29日第971号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年11月29日第972号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年11月30日第978号)のうち、届出書</li> </ul> 2. 平成23年12月1日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年12月1日第984号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年12月1日第985号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年12月1日第987号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年12月1日第990号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成23年12月1日第991号)のうち、届出書</li> </ul>											
29	23.12.26	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(昭和62年8月3日62No.213)のうち、協議書・配置図・工事協定書	その他	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(昭和62年8月3日62No.213)のうち、協議書・配置図・工事協定書	部分公開	第7条 第4号	協議書のうち、法人・協議書作成者の 印影	200円	70円	市長 (開発指導課)	24.1.10	

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
30	24. 1. 10	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成23年12月2日～平成24年1月5日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※15 2		部分公開	第7条 第1号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・携帯電話番号	400円	480円	市長 (開発指導課)	24. 1. 20	
※15													
1.平成23年12月2日～平成23年12月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月2日第993号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月2日第994号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月2日第995号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月6日第1001号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月6日第1002号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月6日第1005号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月7日第1007号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月7日第1009号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月8日第1011号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月8日第1012号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月8日第1013号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月9日第1015号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月9日第1017号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月9日第1020号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月12日第1026号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月12日第1028号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月12日第1030号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月13日第1031号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月13日第1032号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月14日第1034号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月15日第1040号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月15日第1042号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月16日第1044号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月16日第1045号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月19日第1053号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月20日第1056号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月20日第1059号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月20日第1060号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月20日第1064号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月21日第1067号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月22日第1070号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月22日第1071号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月26日第1077号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月26日第1078号)のうち、届出書													



No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月26日第1079号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月26日第1082号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月26日第1084号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1085号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1086号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1087号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1088号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1089号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1096号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1097号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月27日第1098号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月28日第1100号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成23年12月28日第1101号)のうち、届出書</li> </ul>											
31	24.1.24	越谷市(市長)が契約者となる損害保険契約(傷害保険、賠償責任保険、火災保険、自動車保険)の証券(平成23年度分)ただし、次のものに限る <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料10万円以上の保険契約</li> <li>・民間の保険会社と契約しているもの</li> </ul>	その他	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成23年4月28日、証券番号:5441997735)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(総務管理課)	24.2.1		
				1	・保険証券(費用・利益保険)(申込日:平成23年4月28日、証券番号:1138437609)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	90円	市長(市民活動支援課)	24.2.6	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成23年4月1日、証券番号:5441985338)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長(保育課)	24.2.1	
				1	保険証券(団体総合補償制度費用保険)(契約日:平成23年5月9日、証券番号:971EB 995183-8)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長・中央業務センター長の印影	200円	60円	市長(青少年課)	24.2.3	
				1	保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成23年4月7日、証券番号:3536991084)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(地域医療課)	24.2.3	
				1	保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成23年5月19日、証券番号:3537528191)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(市民健康課)	24.2.6	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成23年4月15日、証券番号:5441987234)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長(治水課)	24.2.1	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	「下水道賠償責任保険」加入証(発行日:平成23年4月1日、加入証No.11-112220-01)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	200円	10円	市長(下水道課)	24.2.1	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成23年4月28日、証券番号:54411992812)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	30円	市長(市街地整備課)	24.2.6	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成23年4月26日、証券番号:54411998966)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(公園緑地課)	24.2.2	
32	24.1.24	越谷市教育委員会が契約者となる損害保険契約(傷害保険、賠償責任保険、火災保険、自動車保険)の証券(平成23年度分)ただし、次のものに限る ・保険料10万円以上の保険契約 ・民間の保険会社と契約しているもの	その他	3	1. 保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成23年4月20日、証券番号:3536991149) 2. 保険証券(傷害保険(普通傷害保険))(契約日:平成23年4月20日、証券番号:3536991122) 3. 保険証券(総合賠償責任保険)(契約年月日:平成23年4月28日、証券番号:L05719811)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	600円	70円	教育委員会(スポーツ振興課)	24.2.1	
				1	賠償責任保険証券(契約日:平成23年4月1日、証券番号:931LG127121-9)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長・中央業務センター長の印影	200円	50円	教育委員会(学務課)	24.2.2	
				1	・ 保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成23年4月7日、証券番号:1130848718) ・ 保険証券等付属明細書(証券番号:1130848718)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	130円	教育委員会(指導課)	24.2.3	
				2	1. 保険証券(ボイラ保険)(契約日:平成23年4月1日、証券番号:R000145576) 2. 変更手続き完了のお知らせ(兼異動承認書)(請求日:平成23年7月20日、証券番号:R000145576)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	400円	70円	教育委員会(給食課)	24.2.2	

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
33	24. 2. 6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年1月6日～平成24年2月3日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※16	2	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影 ・法人の印影	400円	490円	市長 (開発指導課)	24. 2. 20	
※16													
1.平成24年1月6日～平成24年1月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月6日第1107号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月10日第1110号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月10日第1115号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月11日第1120号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月11日第1121号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月11日第1122号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1124号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1125号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1127号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1128号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1129号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月12日第1130号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月13日第1135号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月16日第1137号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月18日第1141号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月18日第1142号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月18日第1143号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月19日第1145号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月19日第1146号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月20日第1149号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月20日第1152号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月23日第1155号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月23日第1156号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月23日第1157号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月23日第1158号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月23日第1159号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月24日第1160号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月24日第1161号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月24日第1162号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月24日第1163号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月24日第1164号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月25日第1167号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月30日第1174号)のうち、届出書</li> <li>・開発行為等計画届(受付番号平成24年1月30日第1175号)のうち、届出書</li> </ul>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1179号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1180号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1182号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1184号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1186号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年1月31日第1187号)のうち、届出書</li> </ul> <p>2. 平成24年2月1日～平成24年2月3日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月1日第1190号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月1日第1192号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月2日第1194号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月2日第1195号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月2日第1196号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月3日第1197号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月3日第1198号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月3日第1200号)のうち、届出書</li> <li>・ 開発行為等計画届(受付番号平成24年2月3日第1201号)のうち、届出書</li> </ul>											
34	24. 2. 8	指定金融機関との契約書(全て)	市内の個人	1	越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日：平成14年9月20日、受注者：株式会社あさひ銀行)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	24. 2. 20	
35	24. 2. 8	自治労越谷市職員組合が地下に事務所を置いていることに関する覚書(直近のもの)	市内の個人	2	1. 協定書(平成11年12月27日付け)、決裁書(職員組合事務所の取り扱いに関する協定書の締結について(同い)(平成11年12月27日決裁)) 2. 協定書(平成11年12月20日付け)、決裁書(自治労越谷市職員組合が使用する組合事務所の光熱水費等の取り扱いに関する確認書の取り交わしについて(同い)(平成11年12月20日決裁))	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長の氏名</li> <li>・ 自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長の印影</li> </ul>	0円	0円	市長(人事課)	24. 2. 21	
				1	行政財産使用許可について(同い)(平成23年3月17日決裁)	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治労越谷市職員組合執行委員長の氏名</li> <li>・ 自治労越谷市職員組合執行委員長の印影</li> <li>・ 越谷市役所本庁舎平面図のうち、電気室の間取り</li> </ul>	0円	0円	市長(総務管理課)	24. 2. 20	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
36	24. 2. 17	食品放射能測定器購入に係る 予算執行伺書	市内の 個人	1	予算執行伺書(平成23年12月19 日決裁、伝票番号:0047066- 000)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書のうち、担 当者の氏名</li> <li>見積書のうち、法 人の印影</li> <li>見積書のうち、承 認担当者の印影</li> </ul>	0円	100円	教育委員会 (給食課)	24. 2. 23	

個別の処理状況(3月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
37	24.3.5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年2月6日～平成24年3月2日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	2	※17	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名(ただし、県の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	400円	490円	市長 (開発指導課)	24.3.15	
※17													
1.	平成24年2月6日～平成24年2月29日届出分	開発行為等計画届(受付番号平成24年2月6日第1204号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月7日第1208号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月7日第1210号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月9日第1213号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月9日第1214号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月9日第1218号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月9日第1219号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月9日第1221号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月10日第1223号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月13日第1225号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月14日第1230号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月14日第1234号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月15日第1240号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月16日第1241号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月16日第1242号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月17日第1247号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月17日第1249号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月20日第1250号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月20日第1256号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月20日第1259号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月20日第1260号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月21日第1262号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月21日第1263号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月23日第1266号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月24日第1267号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月24日第1270号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月24日第1271号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月24日第1272号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月24日第1274号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月27日第1275号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月27日第1276号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月27日第1277号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月28日第1280号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月28日第1282号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年2月29日第1285号)のうち、届出書											

No.	請求日	請求の内容	対象公文 件数	件名	区分	理由	公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
							手数料	複写料金			
38	24.3.5	大成町五丁目〇〇番地に建設されているマンションに係る次の書類 ・ 開発行為等事前協議書 ・ 公共施設整備等協定書	2	市内の個人	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	0円	110円	市長 (開発指導課)	24.3.15 24.3.28 (変更決定)	閲覧後、対象公文書の写しを交付
※18	24.3.28	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年2月1日～平成24年3月28日届出分(近隣住民等への周知が必要なもののうち、延床面積が1,000㎡以上のもに限る)	1	市内の個人	部分公開	第7条 第1号 第4号	0円	20円	市長 (開発指導課)	24.4.5	
39	24.3.28	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年2月1日～平成24年3月28日届出分(近隣住民等への周知が必要なもののうち、延床面積が1,000㎡以上のもに限る)	1	市内の個人	部分公開	第7条 第1号 第4号	0円	20円	市長 (開発指導課)	24.4.5	

※18

- ・ 担当者の氏、担当者氏名
- ・ 個人の電話番号

- ・ 公共施設整備等協定書のうち、近隣説明状況に記録されている意見
- ・ 個人、一級建築士、代表取締役社長の印影

- ・ 開発行為等事前協議書のうち、2-4階平面図、5-8階平面図、9階平面図、10階平面図、11・12階平面図、13階平面図、14・15階平面図
- ・ 公共施設整備等協定書のうち、A-A断面図、B-B断面図、2階平面図、3・4階平面図、5～8階平面図、9階平面図、10階平面図、11・12階平面図、13階平面図、14・15階平面図
- ・ 1階平面図に記録されている間取り、2-4階平面図、5-8階平面図、9階平面図、10階平面図、11・12階平面図、13階平面図、14・15階平面図

- ・ 担当者の氏名
- ・ 個人の印影

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
40	24. 3. 29	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年3月5日～平成24年3月27日出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※19	1	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名(ただし、泉の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	200円	370円	市長 (開発指導課)	24. 4. 11	
※19	平成24年3月5日～平成24年3月27日出分	開発行為等計画届(受付番号平成24年3月5日第1311号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月6日第1313号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月6日第1314号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月7日第1319号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1327号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1328号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1329号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1330号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1331号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1332号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月8日第1336号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月9日第1337号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月9日第1338号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月9日第1341号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月14日第1355号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月15日第1358号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月15日第1360号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月15日第1362号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月16日第1366号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月19日第1368号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月19日第1372号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月19日第1374号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月19日第1375号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月21日第1377号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月21日第1379号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月22日第1386号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月22日第1387号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月23日第1390号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月23日第1393号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月23日第1394号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月26日第1395号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月26日第1396号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月27日第1397号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月27日第1398号)のうち、届出書											
		開発行為等計画届(受付番号平成24年3月27日第1401号)のうち、届出書											



### 第3 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成22年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,519件で、その後の平成24年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が26件（前年度16件）、変更の届出が37件（前年度60件）、廃止の届出が16件（前年度37件）あり、平成23年度末の届出件数は1,529件となっています（※平成23年度末の届出件数＝平成22年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況

（平成24年3月31日現在）

実施機関及び課	22年度末の届出件数	事務移管による増減	23年度届出件数			23年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,100	9	26	23	7	1,128
秘書課	11	▲4	0	1	0	7
広報広聴課	18	2	0	0	0	20
企画課	23	▲11	1	1	1	12
財政課	6		0	0	0	6
行政管理課	6		0	0	0	6
情報統計課	4	▲1	0	0	0	3
財産管理課	7		0	0	0	7
人権・男女共同参画推進課	2	11	1	0	0	14
文書法規課	13		0	0	0	13
人事課	29		2	0	0	31
契約課	9		0	0	0	9
総務管理課	15		1	0	2	14
工事検査課	3		0	0	0	3
市民税課	8		0	1	0	8

実施機関及び課	22年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	23年度届出件数			23年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
資産税課	10		0	0	0	10
収納課	4		1	0	0	5
市民課	27		2	2	0	29
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
市民活動支援課	23	3	0	0	0	26
危機管理課	22	▲3	0	0	0	19
くらし安心課	25	3	1	0	1	28
社会福祉課	28		0	1	0	28
障害福祉課	66	1	1	1	0	68
高齢介護課	51		3	0	1	53
国民健康保険課	46		0	2	1	45
子育て支援課	111	▲11	0	0	0	100
保育課	36	▲5	1	1	1	31
青少年課	0	25	1	1	0	26
地域医療課	0	20	0	0	0	20
市民健康課	49	▲21	0	1	0	28
保健所準備室	0		1	0	0	1
環境政策課	38		1	3	0	39
環境資源課	26		1	0	0	27
産業支援課	25		5	3	0	30
農業振興課	42		0	0	0	42
道路総務課	11		0	1	0	11
道路建設課	25		0	0	0	25
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
維持管理課	0	1	0	0	0	1
都市計画課	30		0	0	0	30
市街地整備課	21		0	0	0	21
公園緑地課	11	▲1	0	0	0	10
開発指導課	6		0	0	0	6
建築住宅課	34		0	0	0	34
市立病院庶務課	61		0	0	0	61

実施機関及び課		22年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	23年度届出件数			23年度末 の届出件数
				開始	変更	廃止	
	市立病院医事課	40		1	0	0	41
	出納課	9		0	0	0	9
	消防本部総務課	10		0	0	0	10
	消防本部予防課	19		1	0	0	20
	消防本部警防課	9		1	2	0	10
	消防本部指令課	5		0	1	0	5
	消防署本署	6		0	1	0	6
<b>教 育 委 員 会</b>		<b>259</b>	<b>▲9</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>250</b>
	教育総務課	35	▲25	0	0	0	10
	生涯学習課	91	6	0	1	0	97
	スポーツ振興課	29		0	0	0	29
	図書館	23		0	0	0	23
	学校管理課	0	11	0	0	0	11
	学務課	45	▲1	0	4	0	44
	指導課	31		0	1	0	31
	給食課	5		0	0	0	5
<b>選挙管理委員会</b>		<b>25</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>25</b>
<b>公平委員会</b>		<b>4</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4</b>
<b>監査委員</b>		<b>3</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
<b>農業委員会</b>		<b>35</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>35</b>
<b>固定資産評価審査委員会</b>		<b>2</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>
<b>議 会</b>		<b>21</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>21</b>
<b>土地開発公社</b>		<b>20</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>20</b>
<b>施設管理公社</b>		<b>14</b>	<b>36</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>41</b>
<b>合 計</b>		<b>1,519</b>	<b>0</b>	<b>26</b>	<b>37</b>	<b>16</b>	<b>1,529</b>

※〔23年度末の届出件数〕＝〔22年度末の届出件数〕＋〔開始〕－〔廃止〕

※施設管理公社への事務移管（36件）は、合併により越谷コミュニティセンターから移管となったもの。

## 2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成23年度の目的外利用は854件で、外部提供は524件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成24年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市 長		767	405
秘書課		4	2
広報広聴課		3	8
企画課		0	3
財政課		0	0
行政管理課		2	1
情報統計課		14	2
財産管理課		4	1
人権・男女共同参画推進課		0	8
文書法規課		0	9
人事課		3	14
契約課		1	1
総務管理課		1	3
工事検査課		0	3
市民税課		20	4
資産税課		17	2
収納課		10	4
市民課		19	18

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
市民活動支援課	1	6
危機管理課	1 0	4
くらし安心課	7	8
社会福祉課	6 4	1 2
障害福祉課	6 1	3 6
高齢介護課	5 1	1 4
国民健康保険課	3 6	2 8
子育て支援課	1 4 7	3 4
保育課	2 5	1 1
青少年課	4	5
地域医療課	5	9
市民健康課	2 1	1 0
保健所準備室	0	0
環境政策課	1 3	2 3
環境資源課	6	8
産業支援課	7	7
農業振興課	2 4	6
道路総務課	7	0
道路建設課	3 1	7
治水課	8	1
下水道課	9	4
営繕課	5	0
維持管理課	0	0
都市計画課	8 0	1 7
市街地整備課	1 6	1 0
公園緑地課	3	1
開発指導課	3	1
建築住宅課	1 3	1 1
市立病院庶務課	1	1 6
市立病院医事課	2	2 5
出納課	0	0

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
	消防本部総務課	3	3
	消防本部予防課	4	1
	消防本部警防課	0	1
	消防本部指令課	2	0
	消防署本署	0	3
<b>教 育 委 員 会</b>		<b>4 5</b>	<b>7 2</b>
	教育総務課	1 2	7
	生涯学習課	1 2	3 0
	スポーツ振興課	0	1 3
	図書館	0	0
	学校管理課	0	2
	学務課	1 8	1 3
	指導課	2	7
	給食課	1	0
<b>選挙管理委員会</b>		<b>7</b>	<b>8</b>
<b>公平委員会</b>		<b>2</b>	<b>1</b>
<b>監査委員</b>		<b>1</b>	<b>2</b>
<b>農業委員会</b>		<b>1 6</b>	<b>6</b>
<b>固定資産評価審査委員会</b>		<b>1</b>	<b>0</b>
<b>議 会</b>		<b>0</b>	<b>9</b>
<b>土地開発公社</b>		<b>1 1</b>	<b>1 0</b>
<b>施設管理公社</b>		<b>4</b>	<b>1 1</b>
<b>合 計</b>		<b>8 5 4</b>	<b>5 2 4</b>

### 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成23年度の保有個人情報の開示請求の件数は20件（平成22年度は26件）で、開示請求の対象となった公文書数は67文書（平成22年度は38文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

( ) 内は平成22年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	20	8	14	1	1	24
	(26)	(10)	(18)	(1)	(2)	(31)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	20	8	14	1	1	24
	(26)	(10)	(18)	(1)	(2)	(31)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 1 0 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	人権・男女共同参画推進課	0	1	0	0	1
	市民課	1	8	0	1	10
	高齢介護課	5	4	0	0	9
	国民健康保険課	0	0	1	0	1
	環境政策課	1	0	0	0	1
	消防署間久里分署	1	0	0	0	1
	消防署大袋分署	0	1	0	0	1
<b>合 計</b>	<b>8</b>	<b>14</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>24</b>	

#### 4 不開示決定等の理由

不開示1件については、条例の適用外によるものです。また、部分開示14件については、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報、第2号の個人の評価等に関する情報、第4号の公共の安全等に関する情報及び第6号オの事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

#### 5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の内容別件数は表11、個別の処理状況は表12のとおりです。

表 1 1 開示請求の内容別件数

請 求 の 内 容	件 数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	9
要介護認定審査に関する文書	5
救急活動記録票	2
相談記録	1
住民異動届	1
国民健康保険税の収納に関する文書	1
公害苦情受理（処理）に関する文書	1

#### 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成23年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。



表12 個別の処理状況(4月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		復写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
1	23.4.5	住民票の写し等の請求書(平成22年11月8日、10月14日)	2	1. 住民票の写し等の請求書(平成22年11月8日) 2. 住民票の写し等の請求書(平成22年10月14日)	部分開示	第15条 第6号 オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書の様式名、表題</li> <li>文書番号</li> <li>請求者名</li> <li>公印</li> <li>照会事由の記載部分</li> <li>担当者所属部署、氏名、印鑑</li> <li>連絡先の郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号</li> </ul>	20円	市長 (市民課)	23.4.18	
2	23.4.14	戸籍の謄本・戸籍の附票の写しの請求書(平成23年4月11日)	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成23年4月11日 郵送受付)	部分開示	第15条 第4号	司法書士の職印の印影	10円	市長 (市民課)	23.4.19	
3	23.4.26	はつと越谷の相談記録	1	相談記録(平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	部分開示	第15条 第1号 第2号 第6号 オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応していない相談員の氏</li> <li>開示請求者以外の者の相談内容</li> <li>相談員の所見、評価、指導方針等</li> </ul>	200円	市長 (人権・男女共同参画推進課)	23.5.10	

個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		復写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
4	23.5.9	外国人登録原票記載事項証明書の交付申請書(平成23年2月・3月請求分)	1	登録原票記載事項証明書等交付請求書(平成23年2月28日請求分)	開示			10円	市長 (市民課)	23.5.16	
5	23.5.17	平成19年度国保税の収納履歴画面のハードコピー(〇〇〇分)		請求の内容に該当するもの	不開示	その他 (対象外)			市長 (国民健康保険課)	23.5.31	

個別の処理状況(7月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複製料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
6	23.7.13	平成○年○月○日の議事録(2階休憩室にて環境保全課職員との議事)	1	□□からの騒音と悪臭に対する○○氏との話し合い(平成○年○月○日決裁)	開示			20円	市長 (環境政策課)	23.7.22	
7	23.7.15	住民異動届(平成22年6月22日届出)	1	住民異動届(平成22年6月22日届出)	部分開示	第15条 第1号 第4号		10円	市長 (市民課)	23.7.22	
8	23.7.19	亡くなった○○○○の要介護認定履歴	1	○○○○氏の要介護認定履歴	開示			20円	市長 (高齢介護課)	23.7.22	

個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複製料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
9	23.8.25	住民票の写し等の請求書(平成23年8月8日)	1	住民票の写し等の請求書(平成23年8月8日受付)	部分開示	第15条 第1号 第2号		0円	市長 (市民課)	23.9.1	
10	23.8.26	1.住民票の写し等の請求書(平成23年7月12日) 2.戸籍謄本請求書(平成22年度)	2	1.戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成22年7月12日郵送受付) 2.戸籍証明書等の請求書(平成22年7月21日窓口受付)	部分開示	第15条 第4号		20円	市長 (市民課)	23.9.2	



個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
14	23.12.20	1. 亡くなった〇〇〇〇の要介護認定審査に係る調査票・申請書・主治医意見書・要介護認定履歴(過去のものも含む) 2. 亡くなった〇〇〇〇の要介護認定に係る申請書(直近2回分)	4	1. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成22年〇月〇日調査) 2. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成21年〇月〇日調査) 3. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成21年〇月〇日調査) 4. 〇〇〇〇氏の要介護認定履歴 ※3	開示	第15条 第1号 第4号	・介護保険要介護認定等の申請書のうち、提出代行者の印影 ・主治医意見書のうち、主治医の自署	70円	市長 (高齢介護課)	23.12.26	
15	23.12.27	亡くなった〇〇〇〇の要介護認定に係る調査票・申請書・主治医意見書(要介護4に変更した以降のもの)	4	1. 〇〇〇〇氏の介護保険要介護認定等の申請書(平成23年〇月〇日申請) 2. 〇〇〇〇氏の介護保険要介護認定等の変更申請書(平成22年〇月〇日申請) 3. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成22年〇月〇日申請) 4. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成22年〇月〇日申請) 5. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成22年〇月〇日記入) 6. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成21年〇月〇日記入) 7. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成21年〇月〇日記入) 8. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成21年〇月〇日記入)	開示			60円	市長 (高齢介護課)	24.1.4	
16	23.12.28	住民票の写し等の請求書(平成23年9月22日)	1	1. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成23年〇月〇日記入) 2. 〇〇〇〇氏の主治医意見書(平成22年〇月〇日記入)	部分開示	第15条 第1号	主治医の自署	40円			
		住民票の写し等の請求書(平成23年9月22日 郵送上請求書(平成23年9月22日 郵送受付))	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成23年9月22日 郵送受付)	部分開示	第15条 第4号	司法書士の職印の印影	10円	市長 (市民課)	24.1.4	

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
17	24.1.4	〇〇〇〇〇〇についての救急活動記録票(平成〇年〇月〇日分)	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日、累計〇〇)	開示			10円	市長 (間久里分署)	24.1.10	
18	24.1.5	〇〇〇〇〇〇についての救急活動記録票(平成〇年〇月〇日分)	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日、累計〇〇)	部分開示	第15条 第1号	通報者の氏名、性別、 電話番号	10円	市長 (大袋分署)	24.1.13	

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
19	24.2.21	改製原戸籍簿本の交付申請書 (平成24年2月17日分)							市長 (市民課)		24.2.21 取下げ
20	24.2.22	亡くなった〇〇〇〇〇・〇〇〇〇 の要介護認定審査に係る調 査票・主治医意見書(平成18 年から直近のもの)の原本)	6	1. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成22年〇月〇日調査) 2. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成21年〇月〇日調査) 3. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成21年〇月〇日調査) 4. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成22年〇月〇日調査) 5. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成20年〇月〇日調査) 6. 〇〇〇〇氏の認定調査票(平成18年〇月〇日調査)	開示			200円	市長 (高齢介護課)	24.2.29	
			6	1. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成22年〇月〇日記入) 2. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成21年〇月〇日記入) 3. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成21年〇月〇日記入) 4. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成22年〇月〇日記入) 5. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成20年〇月〇日記入) 6. 〇〇〇〇氏的主治医意見書(平成18年〇月〇日記入)	部分開示	第15条 第1号	主治医の自署	120円			

## 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員

（平成24年3月31日現在）

氏 名	選 任 区 分	役 職 名
右 崎 正 博	識見を有する者	会 長
茅 沼 英 幸	識見を有する者	会長職務代理者
吉 村 総 一	識見を有する者	

### 2 不服申立ての状況

平成23年度は、異議申立てはありませんでした。

### 3 審査会の開催状況

平成23年度は、異議申立てがなかったため、事案審査のための審査会の開催はありませんでした。

## 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員

（平成24年3月31日現在）

氏名	選任区分	役職名
秋山 眞樹	団体推薦	
村田 奇一	団体推薦	
山越 博子	団体推薦	
大橋 美代子	公募	
川俣 薫	公募	
高橋 良江	公募	
神谷 園江	学識経験者	副会長
河内 智子	学識経験者	会長
中川 玲子	学識経験者	
前嶋 和弘	学識経験者	

### 2 審議会の開催状況

平成23年度は、審議会を2回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務、地域がん登録事業事務、守衛室における録音装置設置事務及び刑事訴訟法第197条第2項に基づく保有個人情報の外部提供）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表 15 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成23年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長の選出</li> <li>・平成22年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の報告について</li> <li>・地域がん登録事業事務に係る保有個人情報の目的外利用等に関する審議及び答申について</li> <li>・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について</li> <li>・防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供の報告について</li> <li>・個人情報取扱事務の各種届出の報告について</li> </ul>
第2回	平成24年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守衛室における録音装置設置事務に係る通話内容の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について</li> <li>・刑事訴訟法第197条第2項に基づく保有個人情報の目的対利用等に関する審議及び答申について</li> </ul>



### 3 意見照会書及び審議会答申

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越病事医第123号

平成23年11月11日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書きの規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	地域がん登録事業事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 ] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 埼玉県 ]
目的外利用等をする期間	平成23年11月29日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	_____
目的外利用等をする理由	がん対策基本法及び健康増進法に基づき、がん患者に係る情報から、がんの罹患率及び生前率の計測等を行い、科学的根拠に基づいてがん対策の評価及び推進を図り、がん医療水準の向上を図るため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	上皮内がんを含む全悪性新生物と診断された患者、頭蓋内の全ての腫瘍と診断された患者
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	氏名、性別、生年月日・年齢、住所等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人へ診断名等を告知していない場合があるため。
所 管 課	市立病院事務部医事課
備 考	

越 情 審 議 第 4 号  
平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 河 内 智 子

地域がん登録事業事務に係る保有個人情報目的外利用等  
に関する意見照会について（答申）

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日付け越病事医第 1 2 3 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 8 条第 3 項ただし書の規定による「保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、外部提供にあたっては、個人情報の記録の対象者の権利利益を不当に侵害することのないよう適正な取扱いをするとともに、院内において、地域がん登録事業についての十分な周知を行うよう要望します。

また、埼玉県において、当該個人情報が有効利用されることを併せて要望します。

本人以外収集に関する意見照会書

越情セ第64号

平成23年11月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集 <sup>を行いたい</sup> <sub>に係る本人通知を不要としたい</sub> <sup>ので、</sup>越谷市個人

情報保護条例 <sup>第6条第3項第8号</sup> <sub>第6条第4項ただし書</sub> の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	別添のとおり
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	別添のとおり
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越 情 セ 第 6 5 号

平成23年11月10日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 ] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関 ]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	別添のとおり
備 考	

越 情 審 議 第 5 号  
平成23年11月29日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 河 内 智 子

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報  
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成23年11月10日付け越情セ第64号及び越情セ第65号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

本人以外収集に関する意見照会書

越 総 第 1 5 6 号

平成 2 4 年 2 月 1 0 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の収集 を行いたい に係る本人通知を不要としたい ので、越谷市個

個人情報保護条例 第6条第3項第8号 の規定により意見を求めます。  
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	守衛室における録音装置設置事務
個人情報取扱事務の目的	通話内容を正確に記録するとともに、犯罪の防止等のため
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所 管 課	総務部総務管理課
備 考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越 総 第 1 5 7 号

平成 2 4 年 2 月 1 0 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、  
越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	守衛室における録音装置設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 ] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関 ]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	通話内容
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	総務部総務管理課
備 考	

越 情 審 議 第 1 0 号  
平 成 2 4 年 2 月 2 0 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長 河 内 智 子

守衛室における録音装置の設置に係る本人以外収集・保有  
個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成24年2月10日付け越総第156号及び越総第157号で意見照会の  
ありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号及び第6条第4項ただし  
書の規定による「本人以外収集及びそれに伴う本人通知を不要とすること」、並び  
に第8条第3項ただし書の規定による「保有個人情報の目的外利用等に伴う本人  
通知を不要とすること」については、公益性の観点からその内容を適当なもの  
と認めましたので答申します。



越 情 七 第 7 9 号

平成 2 4 年 2 月 1 0 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市長 高 橋 努

刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく保有個人情報の外部提供に係る意見照会について（諮問）

このことについて、越谷市個人情報保護条例第 3 4 条の規定に基づき、下記のとおり意見を求めます。

#### 記

刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会について、越谷市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 2 号「法令等に定めがあるとき」に該当するものと位置づけることについて意見を求める。

刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会は、単なる協力依頼ではなく、報告義務を伴うものであることが、国において明確化されてきた。そのため、越谷市個人情報保護条例においても、保有個人情報を提供することについて合理性が認められると解し、「法令等に定めがあるとき」に該当するものとして外部提供するものである。

越 情 審 議 第 1 1 号  
平成 2 4 年 2 月 2 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 河 内 智 子

刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく保有個人情報の外部提供に  
係る意見照会について（答申）

越谷市個人情報保護条例第 3 4 条の規定に基づき、平成 2 4 年 2 月 1 0 日付け  
越情セ第 7 9 号で意見照会のありました「刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく  
保有個人情報の外部提供」については、公益性の観点からその内容を適当なもの  
と認めましたので答申します。

# 越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕  
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号  
平成22年12月22日条例第34号

## 前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## (この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
  - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。



(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

# 越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕  
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号 平成22年12月22日条例第34号

## （目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

## （実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## （事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
  - (4) 個人情報の記録の項目
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
  - (2) 目的外利用等をした理由
  - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるとき

は、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して

知り得た個人情報を知人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審



議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報  
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第28条及び第29条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、

開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等がされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容

が事実合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。  
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。  
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(実施機関に対する苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除く。）の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。）の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

（越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和55年条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。  
（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日〕  
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。）第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
  - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
  - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。



2 自己に関する保有個人情報をも本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として越谷市情報公開センターにおいて収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。



平成23年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

---

発行 越谷市  
〒343-8501  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
Tel 048-963-9136（直通）  
編集 越谷市情報公開センター

---

平成24年9月